◇保育所の認定こども園化について

資料１

１　計画での位置付け

　　幼児期の教育・保育の確保内容として、本市では１号認定子どものニーズに対応できる施設が不足していることから、平成29年度に公立保育園を中心に、一部認定こども園化を進めることとしている。

２　認定こども園の区分

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 幼保連携型 | 幼稚園型 | 保育所型 | 地方裁量型 |
| 法的性格 | 学校かつ  児童福祉施設 | 学校  （幼稚園+保育所機能） | 児童福祉施設  （保育所+幼稚園機能） | 幼稚園機能+保育所機能 |
| 職員の資格 | 保育教諭  （幼稚園教諭＋保育士資格） | ■満３歳以上  　両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可  ■満３歳未満  保育士資格が必要 | ■満３歳以上  両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可  ■満３歳未満  保育士資格が必要  ※ただし、２・３号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要 | ■満３歳以上  両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可  ■満３歳未満  保育士資格が必要 |
| 給食の提供 | ■２・３号子どもに対する食事の提供  義務  ■自園調理が原則・調理室の設置義務  （満３歳以上は、外部搬入可） | ■２・３号子どもに対する食事の提供  義務  ■自園調理が原則・調理室の設置義務  （満３歳以上は、外部搬入可） | ■２・３号子どもに対する食事の提供  義務  ■自園調理が原則・調理室の設置義務  （満３歳以上は、外部搬入可） | ■２・３号子どもに対する食事の提供  義務  ■自園調理が原則・調理室の設置義務（満３歳以上は、外部搬入可） |
| 開園日・開園時間 | 11時間開園、土曜日開園が原則  （弾力運用可） | 地域の実情に応じて設定 | 11時間開園、土曜日開園が原則  （弾力運用可） | 地域の実情に応じて設定 |
| 教育・保育の内容 | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて行う | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて行う | 幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて行う |

３　認定こども園化に関する課題の検討事項

　（１）移行する認定こども園の類型について

ポイント①　⇒　現在の保育所（児童福祉施設）という法的性格から選択肢としては、「幼保連携型」か「保育所型」

ポイント②　⇒　幼保連携型は幼稚園教諭及び保育士資格が必要（※経過措置あり）

※○ 経過措置期間（５年間）：平成27年4月1日～平成32年3月31日

○ 経過措置期間中は、幼稚園教諭免許状または保育士資格のどちらか一方の免許・資格を有していれば、保育教諭等になることができる。

○ 経過措置期間経過後は、幼稚園教諭免許状が有効な状態であり、かつ、保育士資格を有していないと、経過措置期間中に保育教諭等となった者はその職を失うことになる。

提案

　■平成２９年度のスタート時点では「保育所型認定こども園」に移行

　　　　■「幼保連携型認定こども園」への移行ついては、以降後に諸要件を検討した上で判断する。

　　　　【諸要件の整備に係る課題】

○幼稚園教諭免許状の取得及び更新について

・必要な研修を受講させるための機会の確保　⇒　受講費用の負担

　　　　　　・職員の雇用安定化　⇒　現在、フルタイムで勤務している保育士の７割が非常勤で、毎年20名程度入れ替わり

がある。

（２）認定こども園における利用体系について

ポイント①　⇒　１号認定こどもの基本的な利用時間及利用期間の設定をどうするのか？

　　　　　○教育及び保育を行う期間及び時間

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第9条）

　　　　　１　毎学年の教育週数は、特別な事情がある場合を除き、39週を下回ってはならない。

　　　　　２　教育に係る標準的な１日当たりの時間は、４時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に配慮すること。

　　　　　３　保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とする。

　　　　　　　※　１と２は幼稚園教育要領と同じ

穂高幼稚園の場合

1日の教育時間　⇒　夏季：６時間　　冬期：５時間

教育週数　⇒　５２週（教育日数２０５日）

提案

　　■１号認定の１日の教育時間は、通年６時間（午前９時から午後３時）とし、午後３時から午後４時３０分は、

預かり保育として希望者には対応する。

■１号認定の教育日数は、２１５日以上とし、希望保育期間は原則として長期休暇とする。

　　　○基本的な利用体系



　【検討課題】

　　　利用者負担額（保育料）の設定をどうするのか

預かり保育の料金設定をどうするのか

（３）認定こども園へ移行する園の選定について

ポイント　⇒　１号認定子どもを地域ごとに集約するのか、しないのか？

　認定区分別利用状況（平成27年10月1日現在）



　　　　　　　割合には差があるものの、公立保育園の全てで1認定子どもの受け入れ（特別利用保育）をしている。

提案

　　　■平成２９年度から公立保育園の全園を認定こども園化する。

（４）認定こども園における教育・保育の内容について

ポイント　⇒　従うべき指針　「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

※「保育所保育指針」との違いはあるのか？

※保育所型認定こども園の認定基準（認定こども園法第３条第２項第２号）

⇒　学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

【学校教育法第23条各号】

一　健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二　集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三　身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四　日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五　音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

検討内容

①　現在の保育目標

* 保育指針の養護・教育に関わるねらい及び内容に沿って下記の目標を設定した。

・いのち（自分・人・生物）や物を大切にする子ども

　・あいさつができる子ども

　・元気にあそぶ子ども

　・意欲的に取り組み、やりぬこうとする子ども

　・友だちと力を合わせ、認めあえる子ども

　・人の話を聴き、自分の気持ちを伝えたり、表現したりできる子ども

②　現在の保育目標に対する課題

* 早朝（7：30）から長時間（19：00）まで子どもを預かる中で、毎日の保育や行事に追われ、保育目標を達成するためのねらいをはっきり捉えられない現状がみられることもある。
* 入園前の生活経験に個人差が見られるため、子ども一人ひとりの発達に対する課題への対応と同時に、集団としての活動を展開していくことに難しさがある。
* 様々な社会環境の変化によって、「昔ながらの」保育を見直さなければならない現実がある。

③　課題に対する解決策（取組の方向性）

* 乳幼児期の特性や発達を踏まえた教育・保育を行う。
* 職員研修等による資質向上。
* 目標を達成するための具体的な指導内容の明確化。
* 妊娠・出産以前から子育てに対する正しい知識や意識を持てる取り組み。（学校教育・健康推進課・福祉課等との連携）

④　認定こども園化後の教育・保育目標

* 認定こども園法第9条における教育・保育目標を基に、安曇野市としての目標を設定する。

～ここ安曇野に住む子どもたちや保護者と、共に育ちあえる目標を作っていけたら・・と考えている。～